

千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金の交付については、千葉県補助金等交付規則（昭和60年千葉県規則第8号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、多様な保育需要に対応するため、幼稚園における一時預かり事業（以下「事業」という。）の実施に要する経費を予算の範囲内で補助することにより、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図ることを目的とする。

(補助事業、経費及び補助額等)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げるとおりとし、補助対象経費、補助率及び補助限度額等は別表のとおりとする。

- (1) 児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第36条の3第2号に規定する幼稚園型一時預かり事業
- (2) 一時預かり事業の実施について（27文科初第238号雇児発0717第11号）別紙一時預かり事業実施要綱4(3)に規定する幼稚園型Ⅱ（以下「2歳児預かり事業」という。）

(対象施設)

第4条 前条第1号の補助対象施設は、次に掲げる施設（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）のうち、本市に住所を有する児童が在籍するものであって、児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出を行った施設とする。

- (1) 本市に所在する幼稚園又は認定こども園（以下「幼稚園等」という。）であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすもの
 - ア 開園日は年間220日以上とし、保護者等に対し、あらかじめ当該開園日を明示すること。ただし、当該開園日であっても、利用を希望する保護者がいないことがあらかじめ確認することができた日については、開園しないことができる。
 - イ 開園時間は、1日11時間以上とし、午前8時以前に開園するとともに、保護者等に対し、あらかじめ開園時間を明示すること。ただし、利用を希望する保護者がいない日については、開園時間を短縮することができる。

- (2) 本市以外の市町村に所在する幼稚園等

2 前条第2号の補助対象施設は、次に掲げる施設（国及び地方公共団体以外の者が設置するものに限る。）のうち、本市に住所を有する児童が在籍するものであって、児童福祉

法第34条の12第1項の規定による届出を行った施設とする。

(1) 本市に所在する幼稚園であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすもの

ア 開園日は年間220日以上とし、保護者等に対し、あらかじめ当該開園日を明示すること。ただし、当該開園日であっても、利用を希望する保護者がいないことがあらかじめ確認することができた日については、開園しないことができる。

イ 開園時間は、1日11時間以上とし、午前8時以前に開園するとともに、保護者等に対し、あらかじめ開園時間を明示すること。ただし、利用を希望する保護者がいない日については、開園時間を短縮することができる。

(2) 本市以外の市町村に所在する幼稚園

(対象児童)

第5条 第3条第1号の補助対象児童は、原則として、前条第1号の対象施設に在籍する満3歳以上の児童（本市に住所を有する者に限る。以下「在園児」という。）であって、教育時間の前後又は長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に必要な保護を受ける者とする。

2 在園児以外の児童（本市に住所を有する者に限る。）については、やむを得ない事情があると認められ、かつ、その児童数が少数である場合に限り、対象児童と認めるものとする。

3 第3条第2号の補助対象児童は、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所のいずれにも在籍していない児童であって、かつ、前条第2号の対象施設と2歳児預かり事業の利用に係る契約を締結した保護者の子ども（本市に住所を有する者に限る。以下「利用児」という。）とする。また、利用児は2歳児（満年齢が2歳である者）であって、かつ、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第19条第1項第3号または法第30条の4第3号に掲げる者として、法第20条第3項に規定する市の認定を受けた保護者の子どもとする。

4 利用児が3歳の誕生日を迎えた場合であっても、家庭において必要な保育を受けることが困難である状況が継続しているときは、当該年度末までの間、引き続き対象児童とすることができる。ただし、法第19条第1項第3号または法第30条の4第3号に掲げる者として、法第20条第3項に規定する市の認定を受けた保護者の子どもでなければならない。

(設備基準等)

第6条 事業の実施に当たっては、児童福祉法施行規則第36条の35第1項第2号イからホに定める要件を満たさなければならない。

2 前項の規定に基づき対象施設に配置する職員は、半数以上（当分の間の措置として、3分の1以上）を保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者としなくてはならない。

また、保育士又は幼稚園教諭普通免許状所有者以外の職員は、アに掲げる者又はイからオまでに掲げる者で市が適切と認める者とする。なお、イからオまでに掲げる者を配置する場合には、園内研修を定期的実施することなどにより、預かり業務に従事する上で必要な知識・技術等を十分に身につけさせる必要があること。

ア 市町村長等が行う研修を修了した者

イ 小学校教諭普通免許状所有者

ウ 養護教諭普通免許状所有者

エ 幼稚園教諭教職課程又は保育士養成課程を履修中の学生で、幼児の心身の発達や幼児に対する教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると認められる者

オ 幼稚園教諭、小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有していた者（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第1項又は第11条第4項の規定により免許状が失効した者を除く。）

なお、2歳児預かり事業を実施する場合は、保育士を少なくとも1名以上配置しなければならない。

- 3 前項に規定する市町村長等が行う研修を修了した者とは、「子育て支援員研修事業の実施について」（平成27年5月21日雇発0521第18号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5（3）アに定める基本研修及び5（3）イ（イ）に定める「一時預かり事業」又は「地域型保育」の専門研修を修了した者とする。
- 4 幼稚園は、原則として、食事の提供を行うものとする。ただし、保護者の需要を考慮した上で、食事の提供を行わないことができる。
- 5 保育内容は保育所保育指針等や「幼稚園を活用した子育て支援としての2歳児の受入れに係る留意点について」（平成19年3月31日付文部科学省初等中等教育局長通知）を踏まえ、2歳児の発達段階上の特性を踏まえた保育を行うように留意しなければならない。
- 6 2歳児預かり事業の実施方法は次の各号のとおりとする。
 - （1）幼稚園は、保護者からの利用申込みについて、受入枠の範囲では、正当な理由がなければ、拒むことはできない。
 - （2）保護者からの利用申込みが受入枠の範囲を超える場合について、幼稚園は、正当な理由がない限り、保育の必要度の高い保護者から優先して受入れをしなければならない。ただし、受入枠の範囲を超えることはできない。
 - （3）保育の必要度等に関する情報は、保護者の同意に基づき、利用申込みをした幼稚園からの申請により市長が提供するものとする。
 - （4）幼稚園は、保護者と2歳児預かり事業に係る利用契約を締結したときは、速やかに市長に報告するものとする。

(補助金の交付額)

第7条 補助金の交付額は、別表に定める基準額と対象経費の実支出額（対象経費から保護者から徴収した事業の利用料に係る収入額その他の収入額を控除した額をいう。）を比較していずれか低い額の10分の10以内とする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書（様式第1-1号）（2歳児預かり事業は、様式第1-2号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付決定通知書（様式第2-1号）（2歳児預かり事業は、様式第2-2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金を交付することが不相当と認めたときは、理由を付して、その旨を申請者に文書で通知するものとする。

(変更交付の申請)

第10条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条第1項の規定による交付決定額を変更する必要があるときは、千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金変更交付申請書（様式第3-1号）（2歳児預かり事業は、様式第3-2号）に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(変更交付の決定)

第11条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金の額を変更すべきものと認めたときは、千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金変更交付決定通知書（様式第4-1号）（2歳児預かり事業は、様式第4-2号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、補助金の額を変更することが不相当と認めたときは、理由を付して、その旨を補助事業者に文書で通知するものとする。

(事業の変更)

第12条 補助事業者は、事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微なものを除く。）をしようとするときは、千葉県幼稚園型一時預かり事業変更承認申請書（様式第5号）に必要な書類を添付して市長に提出し、あらかじめ、その承認を得な

なければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めるときは、千葉県幼稚園型一時預かり事業変更承認通知書（様式第6号）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による審査の結果、承認することができないときは、理由を付して、その旨を補助事業者へ文書で通知するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による承認を受けた補助事業者については、第1項の規定による申請をもって、児童福祉法第34条の12第2項の規定による届出があったものとみなすものとする。

（事業の中止等）

- 第13条 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、千葉県幼稚園型一時預かり事業中止等承認申請書（様式第7号）に必要な書類を添付して市長へ提出し、あらかじめ、その承認を得なければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、承認すべきものと認めるときは、千葉県幼稚園型一時預かり事業中止等承認通知書（様式第8号）により、その旨を補助事業者へ通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定による審査の結果、承認することができないときは、理由を付して、その旨を補助事業者へ文書で通知するものとする。
 - 4 市長は、第2項の規定による承認を受けた補助事業者については、第1項の規定による申請をもって、児童福祉法第34条の12第3項の規定による届出があったものとみなすものとする。

（月次報告）

- 第14条 補助事業者は、毎月、別に指定する日までに、千葉県幼稚園型一時預かり事業実施状況報告書（様式第9-1号）（2歳児預かり事業は、様式第9-2号）に必要な書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

（実績報告）

- 第15条 補助事業者は、事業が完了したとき（第13条の規定による中止等の承認を受けたときを含む。）は、千葉県幼稚園型一時預かり事業実績報告書（様式第10-1号）（2歳児預かり事業は、様式第10-2号）に必要な書類を添付して、市長へ提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

- 第16条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助事業

の成果が第8条第1項又は第10条第1項の規定による交付決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金額確定通知書（様式第11-1号）（2歳児預かり事業は、様式第11-2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（交付の特例）

第17条 市長は、補助金の目的を達成するために必要と認めるときは、第9条第1項の規定による交付決定額の範囲内において、前条の規定による補助金の額の確定前に補助金を事前に交付することができる。

（交付の請求）

第18条 第15条の規定による通知を受けた補助事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 前条の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、第9条第1項の規定による通知を受けたときは、千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金事前交付請求書（様式第13号）を市長に提出するものとする。

（決定の取消）

第19条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金等の他の用途への使用をし、その他事業に関して補助金の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令等に基づく市長の処分に違反したとき。
- （3）その他市長が必要と認めるとき。

（補助金の返還）

第20条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、事業の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（委任）

第21条 この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年9月30日から施行し、平成28年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成29年6月30日から施行し、平成29年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、平成30年8月31日から施行し、平成30年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和2年9月11日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月7日から施行し、同年4月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月8日から施行し、令和3年10月1日より適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月11日から施行し、同年4月1日より適用する。

別表

1 幼稚園型一時預かり事業

基準額（児童1人当たり日額）	対象経費	補助率
<p>1 在園児分</p> <p>(1) 基本分（平日の教育時間前後の利用や長期休業日の利用）</p> <p>ア 年間延べ利用児童数 2,000 人超の施設</p> <p>① 平日 : 400 円</p> <p>② 長期休業日（8 時間未満）: 400 円</p> <p>③ 長期休業日（8 時間以上）: 800 円</p> <p>イ 年間延べ利用児童数 2,000 人以下の施設：</p> <p>① 平日 $(1,600,000 \text{ 円} \div \text{平日の年間延べ利用児童数}) - 400 \text{ 円}$ （10 円未満切捨て）</p> <p>② 長期休業日（8 時間未満）: 400 円</p> <p>③ 長期休業日（8 時間以上）: 800 円</p> <p>(2) 休日分（土曜日、日曜日及び祝祭日等の利用）: 800 円</p> <p>(3) 長時間加算</p> <p>I (1) ア①③、(1) イ①③及び(2)の場合：</p> <p>ア 教育時間と事業利用時間の合計が 8 時間 30 分以上 10 時間未満 : 150 円</p> <p>イ 教育時間と事業利用時間の合計が 10 時間以上 11 時間未満 : 300 円</p> <p>ウ 教育時間と事業利用時間の合計が 11 時間以上 : 450 円</p> <p>II (1) ア②及び(1) イ②の場合：</p> <p>ア 教育時間と事業利用時間の合計が 4 時間 30 分以上 6 時間未満 : 100 円</p> <p>イ 教育時間と事業利用時間の合計が 6 時間以上 7 時間未満 : 200 円</p> <p>ウ 教育時間と事業利用時間の合計が 7 時間以上 : 300 円</p> <p>(4) 特別な支援を要する児童</p> <p>以下のいずれかを満たす場合に(1)～(3)の額に代えて日額 4,000 円</p> <p>① 教育時間内において特別な支援を要するとして、既に多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別</p>	<p>事業の実施に必要な経費 （人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、通信運搬費、その他必要と認められる経費）</p>	<p>10/10 以内</p>

支援教育・保育経費)や都道府県等による補助事業等の対象となっている児童

- ② 特別児童扶養手当証書を所持する児童、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者福祉手帳を所持する児童、医師、巡回支援専門員等障害に関する専門的知見を有する者による意見等により障害を有すると認められる児童その他の健康面・発達面において特別な支援を要すると市町村が認める児童

(5) 保育体制充実加算

①又は②のいずれかを満たし、かつ、③及び④又は③及び⑤を満たす場合に加算

- ① 平日(教育時間を含む)及び長期休業中の双方において、11時間以上の預かりを実施
- ② 平日及び長期休業中の双方において、9時間以上の預かりを実施し、かつ、休日に40日以上を預かりを実施
- ③ 年間延べ利用児童数が2,000人以上
- ④ 従事者のすべてを幼稚園教諭又は保育士とすること。また、従事者は2名を下回らないこと
- ⑤ 従事者の概ね1/2以上を幼稚園教諭又は保育士とすること。また、従事者は2名を下回らないこと

ア ①又は②の要件を満たした上で、③及び④の要件を満たす施設 1か所当たり年額 2,892,400円

イ ①又は②の要件を満たした上で、③及び⑤の要件を満たす施設 1か所当たり年額 1,446,200円

(6) 就労支援型施設加算

次の条件を満たした場合に加算

- ①平日及び長期休業中の双方において、8時間以上(平日については教育時間を含む)の預かりを実施していること
- ②特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(平成26年内閣府令39号)第42条に規定されている連携施設となっていること
- ③本事業の事務を担当する職員を追加で配置すること

年額:1,383,200円

ただし、③の雇用期間が6か月に満たない場合:691,600円

<p>2 在園児以外の児童分</p> <p>(1) 8時間以下の利用：800円</p> <p>(2) 長時間加算</p> <p>ア 事業利用時間が8時間30分以上10時間未満：150円</p> <p>イ 事業利用時間が10時間以上11時間未満：300円</p> <p>ウ 事業利用時間が11時間以上：450円</p> <p>※ 補助金の総額（1施設当たり年額）は、10,223,000円を上限とする（なお、待機児童又は特別な支援を要する児童の受け入れ促進に資する措置（1（1）ア③、1（1）イ③、1（3）～（6）及び2（2）に係る基準額）を適用したことにより、10,223,000円を超えた場合は、この限りでない。）</p>		
--	--	--

2 2歳児預かり事業

基準額（在園児1人当たり日額）	対象経費	補助率
<p>1 年間延べ利用児童数が1,500人以上の施設</p> <p>(1) 基本分：2,650円</p> <p>(2) 長時間加算</p> <p>ア 事業利用時間が8時間30分以上10時間未満：330円</p> <p>イ 事業利用時間が10時間以上11時間未満：660円</p> <p>ウ 事業利用時間が11時間以上：990円</p> <p>2 年間延べ利用児童数が1,500人未満の施設</p> <p>(1) 基本分：2,250円</p> <p>(2) 長時間加算</p> <p>ア 事業利用時間が8時間30分以上10時間未満：280円</p> <p>イ 事業利用時間が10時間以上11時間未満：560円</p> <p>ウ 事業利用時間が11時間以上：840円</p> <p>3 おむつ補助</p> <p>紙おむつの処理又は布おむつのリースを実施する場合に加算</p> <p>2歳児1人当たり月額275円</p>	<p>事業の実施に必要な経費</p> <p>(人件費、光熱水費、消耗品費、備品購入費、印刷製本費、通信運搬費、その他必要と認められる経費)</p>	<p>10/10以内</p>

千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年度千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第 3 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額	円
<利用見込児童数>	
ア 年間延べ利用見込児童数 (本市在住児童)	人 (A)
うち長時間加算対象児童数	人
うち休日利用児童数	人
イ 年間延べ利用見込児童数 (他市町村在住児童)	人 (B)
うち長時間加算対象児童数	人
うち休日利用児童数	人
利用見込児童数計	人 (A + B)

<添付書類>

- ①児童福祉法第 3 4 条の 1 2 第 1 項の規定による届出書 (「幼稚園型一時預かり事業開始届出書」及び添付書類一式) の写し
- ②事業に係る収支予算書
- ③保護者等に対して事業を周知する書類等 (実施時間、利用料を明示したもの)
- ④その他市長が必要と認めた書類

様式第1-2号

年 月 日

千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付申請書（2歳児預かり事業）

（あて先）千葉市長

施設名

所在地

（設置者）所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年度千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金の交付を受けたいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交付申請額 円

<利用見込児童数>

年間延べ利用見込児童数 人

うち長時間加算対象児童数 人

<添付書類>

- ①児童福祉法第34条の12第1項の規定による届出書（「幼稚園型一時預かり事業開始届出書」及び添付書類一式）の写し
- ②事業に係る収支予算書
- ③保護者等に対して事業を周知する書類等（実施時間、利用料を明示したもの）
- ④その他市長が必要と認めた書類

様

千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付予定時期 年 月

(交付の条件)

- ① 事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- ② 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- ③ 補助事業等の遂行が困難となったときは、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金交付決定通知書（2歳児預かり事業）

年 月 日付で申請のあった千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金の交付について、下記のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第6条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付予定時期 年 月

（交付の条件）

- ① 事業の内容、経費の配分又は事業計画の変更（市長が認める軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- ② 事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を得ること。
- ③ 補助事業等の遂行が困難となったときは、すみやかに市長に報告し、その指示を受けること。

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金変更交付申請書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金の額を変更したいので、千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 変更交付申請額 | 円 |
| 2 既交付決定額 | 円 |
| 3 差引所要額 | 円 |

<利用者数の見込(変更後)>

ア 年間延べ利用見込児童数(本市在住児童) 人(A)

うち長時間加算対象児童数 人

うち休日利用児童数 人

イ 年間延べ利用見込児童数(他市町村在住児童) 人(B)

うち長時間加算対象児童数 人

うち休日利用児童数 人

利用見込児童数計 人(A+B)

<添付書類>

事業に係る収支予算書

千葉県幼稚園型一時預かり事業 年間利用実績【 年度】

(裏面)

1. 在園児に係る利用実績

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平日													
うち長時間加算1 [※]													
うち長時間加算2 [※]													
うち長時間加算3 [※]													
長期休業日(8h未満) ^{※※}													
うち長時間加算1 ^{※※※}													
うち長時間加算2 ^{※※※}													
うち長時間加算3 ^{※※※}													
長期休業日(8h以上) ^{※※}													
うち長時間加算1 [※]													
うち長時間加算2 [※]													
うち長時間加算3 [※]													
休日(土日祝日)													
うち長時間加算1 [※]													
うち長時間加算2 [※]													
うち長時間加算3 [※]													

※利用児童数のうち、教育時間と事業利用時間の合計が8時間30分以上10時間未満(加算1)、10時間以上11時間未満(加算2)、11時間以上(加算3)となる児童数を記入すること。

※※長期休業日(春休み・夏休み・秋休み・冬休み)の利用児童数は、教育時間と事業利用時間の合計が8時間未満と8時間以上に区分して記入すること。

※※※長期休業日における教育時間と事業利用時間の合計が8時間未満の場合に限り、4時間30分以上6時間未満(加算1)、6時間以上7時間未満(加算2)、7時間以上8時間未満(加算3)となる児童数を記入すること。

2. 在園児以外の児童に係る利用実績

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用児童数(注)													
うち長時間加算1 [※]													
うち長時間加算2 [※]													
うち長時間加算3 [※]													

注: 平日、長期休業日(春休み・夏休み・秋休み・冬休み)、休日(土日祝日)の在園児以外の利用児童数を記入すること。

※利用児童数のうち、教育時間と事業利用時間の合計(在園児以外の場合は事業利用時間)が8時間30分以上10時間未満(加算1)、10時間以上11時間未満(加算2)、11時間以上(加算3)となる児童数を記入すること。

年間延べ利用児童数計(ア+イ+ウ+エ+オ) 人

様式第3-2号

年 月 日

千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金変更交付申請書（2歳児預かり事業）

（あて先）千葉市長

施設名

所在地

（設置者）所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金の額を変更したいので、千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 変更交付申請額 | 円 |
| 2 既交付決定額 | 円 |
| 3 差引所要額 | 円 |

<利用者数の見込（変更後）>

ア 年間延べ利用見込児童数 人

うち長時間加算対象児童数 人

<添付書類>

事業に係る収支予算書

千葉県幼稚園型一時預かり事業(2歳児預かり事業) 年間利用実績【

年度】

(裏面)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平日													(ア)
うち長時間加算1※													
うち長時間加算2※													
うち長時間加算3※													

※ 利用児童数のうち、教育時間と事業利用時間の合計が8時間30分以上10時間未満(加算1)、10時間以上11時間未満(加算2)、11時間以上(加算3)となる児童数を記入すること

年間延べ利用児童数計(ア) 人

様式第4-1号

千葉市指令 第 号

様

千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金変更交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金の変更交付について、下記のとおり決定したので、千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- | | |
|-----------|---------|
| 1 変更交付決定額 | 円 (A) |
| 2 既交付決定額 | 円 (B) |
| 3 差引所要額 | 円 (A-B) |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4-2号

千葉市指令 第 号

様

千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金変更交付決定通知書（2歳児預かり事業）

年 月 日付で申請のあった千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金の変更交付について、下記のとおり決定したので、千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

- | | |
|-----------|---------|
| 1 変更交付決定額 | 円 (A) |
| 2 既交付決定額 | 円 (B) |
| 3 差引所要額 | 円 (A-B) |

(審査請求等について)

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第5号

年 月 日

千葉県幼稚園型一時預かり事業変更承認申請書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉市指令 第 号により交付決定のあった千葉県幼稚園型一時預かり事業の内容を変更したいので、千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更希望日 年 月 日

2 変更の内容

3 変更の理由

<添付書類>

- ①事業の担当職員の変更については、担当職員の氏名、生年月日、常勤・非常勤の別、職務内容、保育士であるかどうかの別、施設での経歴を記載した書類
- ②施設、設備の変更については、変更内容が分かる図面等

様式第6号

千葉市指令 第 号

様

千葉市幼稚園型一時預かり事業変更承認通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市幼稚園型一時預かり事業の変更を承認
しますので、千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により
通知します。

年 月 日

千葉市長 印

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第7号

年 月 日

千葉県幼稚園型一時預かり事業中止等承認申請書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県幼稚園型一時預かり事業を中止(廃止)したいので、千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 中止(廃止)予定日 年 月 日
- 2 中止(廃止)の理由
- 3 現に利用している児童に対する措置
- 4 中止の場合、その予定期間

様式第8号

千葉市指令 第 号

様

千葉市幼稚園型一時預かり事業中止等承認通知書

年 月 日付で申請のあった千葉市幼稚園型一時預かり事業の中止（廃止）を承認しますので、千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第13条第2項の規定により、通知します。

年 月 日

千葉市長 印

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉県幼稚園型一時預かり事業実施状況報告書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県幼稚園型一時預かり事業について、千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり、実施状況（ 月分）を報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------|--------|--------|
| 1 | 月間実施日数 | 日 | |
| 2 | 月間延べ利用児童数（本市在住園児） | | 人（A） |
| | うち在園児 | 人 | |
| | うち在園児以外 | 人 | |
| | 月間延べ利用児童数（他市町村在住園児） | | 人（B） |
| | うち在園児 | 人 | |
| | うち在園児以外 | 人 | |
| | 月間延べ利用児童数計 | | 人（A+B） |
| 3 | 事業実施状況の詳細 | 別紙のとおり | |

様式第9-2号

年 月 日

千葉県幼稚園型一時預かり事業実施状況報告書（2歳児預かり事業）

（あて先）千葉市長

施設名

所在地

（設置者）所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県幼稚園型一時預かり事業について、千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり、実施状況（ 月分）を報告します。

記

- 1 月間実施日数 日
- 2 月間延べ利用児童数 人
- 3 事業実施状況の詳細 別紙のとおり

様式第10-1号

年 月 日

千葉県幼稚園型一時預かり事業実績報告書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県幼稚園型一時預かり事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり、事業の実績を報告します。

記

- | | | |
|---|------------|-----------|
| 1 | 事業の完了日 | 年 月 日 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金の既交付額 | 円 |
| 4 | 事業の対象経費総額 | 円 (A) |
| 5 | 事業に係る利用料収入 | 円 (B) |
| 6 | 事業の経費精算額 | 円 (A - B) |
| 7 | 事業利用状況 | 別紙のとおり |

<添付書類>

- ①事業に係る収支決算書
- ②対象経費の内容を証する書類 (貸金台帳の写し、領収証の写し等)
- ③利用料収入の内容を証する書類

千葉市幼稚園型一時預かり事業 年間利用実績【 年度】

(裏面)

1. 在園児に係る利用実績

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平日													
うち長時間加算1 [※]													
うち長時間加算2 [※]													
うち長時間加算3 [※]													
長期休業日(8h未満) ^{※※}													
うち長時間加算1 ^{※※※}													
うち長時間加算2 ^{※※※}													
うち長時間加算3 ^{※※※}													
長期休業日(8h以上) ^{※※}													
うち長時間加算1 [※]													
うち長時間加算2 [※]													
うち長時間加算3 [※]													
休日(土日祝日)													
うち長時間加算1 [※]													
うち長時間加算2 [※]													
うち長時間加算3 [※]													

(ア)

(イ)

(ウ)

(エ)

※利用児童数のうち、教育時間と事業利用時間の合計が8時間30分以上10時間未満(加算1)、10時間以上11時間未満(加算2)、11時間以上(加算3)となる児童数を記入すること。

※※長期休業日(春休み・夏休み・秋休み・冬休み)の利用児童数は、教育時間と事業利用時間の合計が8時間未満と8時間以上に区分して記入すること。

※※※長期休業日における教育時間と事業利用時間の合計が8時間未満の場合に限り、4時間30分以上6時間未満(加算1)、6時間以上7時間未満(加算2)、7時間以上8時間未満(加算3)となる児童数を記入すること。

2. 在園児以外の児童に係る利用実績

(人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
利用児童数(注)													
うち長時間加算1 [※]													
うち長時間加算2 [※]													
うち長時間加算3 [※]													

(オ)

注：平日、長期休業日(春休み・夏休み・秋休み・冬休み)、休日(土日祝日)の在園児以外の利用児童数を記入すること。

※利用児童数のうち、教育時間と事業利用時間の合計(在園児以外の場合は事業利用時間)が8時間30分以上10時間未満(加算1)、10時間以上11時間未満(加算2)、11時間以上(加算3)となる児童数を記入すること。

年間延べ利用児童数計(ア+イ+ウ+エ+オ) 人

様式第10-2号

年 月 日

千葉県幼稚園型一時預かり事業実績報告書（2歳児預かり事業）

（あて先）千葉市長

施設名

所在地

（設置者）所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号により交付決定のあった千葉県幼稚園型一時預かり事業について、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により、下記のとおり、事業の実績を報告します。

記

- | | | |
|---|------------|--------|
| 1 | 事業の完了日 | 年 月 日 |
| 2 | 補助金の交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金の既交付額 | 円 |
| 4 | 事業の対象経費総額 | 円（A） |
| 5 | 事業に係る利用料収入 | 円（B） |
| 6 | 事業の経費精算額 | 円（A-B） |
| 7 | 事業利用状況 | 別紙のとおり |

<添付書類>

- ①事業に係る収支決算書
- ②対象経費の内容を証する書類（貸金台帳の写し、領収証の写し等）
- ③利用料収入の内容を証する書類

千葉県幼稚園型一時預かり事業(2歳児預かり事業) 年間利用実績【

年度】

(裏面)

													(人)	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
平日														(ア)
うち長時間加算1 [※]														
うち長時間加算2 [※]														
うち長時間加算3 [※]														

※ 利用児童数のうち、教育時間と事業利用時間の合計が8時間30分以上10時間未満(加算1)、10時間以上11時間未満(加算2)、11時間以上(加算3)となる児童数を記入すること

年間延べ利用児童数計(ア)

人

様

千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金額確定通知書

年 月 日付で実績報告のあった千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので千葉市補助金等交付規則第 1 3 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

1 補助金の交付決定額	円
2 補助事業の経費精算額	円
3 補助金の確定額	円 (A)
4 補助金の既交付額	円 (B)
差引交付額	円 (A - B)

(審査請求等について)

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金額確定通知書（2歳児預かり事業）

年 月 日付で実績報告のあった千葉市幼稚園型一時預かり事業補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので千葉市補助金等交付規則第13条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長 印

記

1 補助金の交付決定額	円
2 補助事業の経費精算額	円
3 補助金の確定額	円（A）
4 補助金の既交付額	円（B）
差引交付額	円（A-B）

（審査請求等について）

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第12号

年 月 日

千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金交付請求書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉市達 第 号により確定した千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第16条第1項の規定により、下記のとおり交付を請求します。

記

1 補助金の交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行				本店 支店 出張所			種目	口座番号							
									金融機関コード				店舗コード			1 普通 2 当座
口座番号																
フリガナ																
口座名義人 氏名																

年 月 日

千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金事前交付請求書

(あて先) 千葉市長

施設名

所在地

(設置者) 所在地

法人名

代表者職名

氏名

印

年 月 日付千葉県指令 第 号で交付決定のあった千葉県幼稚園型一時預かり事業補助金について、千葉県補助金等交付規則第16条第2項において準用する同条第1項の規定により、下記のとおり交付を請求します。

記

1 補助金の交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行				本店 支店 出張所			種目	口座番号								
									金融機関コード				店舗コード			1 普通 2 当座	
口座番号																	
フリガナ																	
口座名義人 氏名																	